

令和7年度 第1回旭川市景観審議会 会議録

○日 時 令和8年2月20日（金） 午後2時00分から午後2時50分まで

○場 所 旭川市第二庁舎3階会議室3C

○出席者

(1) 景観審議会委員

大矢委員、八重樫委員、松岡委員、小島委員、田邊委員、深澤委員、古舘委員、林田委員、
上野委員、中村委員、白川部委員

(2) 事務局

三宅地域振興部長、佐瀬地域振興部次長、原都市計画課主幹、上田主査、大波

(3) 関連部局

建築部建築総務課 柴課長、紙谷主幹、折田課長補佐、寺島

(4) 傍聴者

なし

○議事（要旨）

事務局 ただいまから令和7年度第1回旭川市景観審議会を開会いたします。
地域振興部長から挨拶申し上げます。

地域振興部長 挨拶

事務局 議題1「会長、副会長の選出」について、旭川市景観規則第18条により委員の
互選となっておりますが、立候補者や推薦がないのであれば、事務局に一任して
いただいてもよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

事務局 会長に大矢委員、副会長に八重樫委員を推薦したいと思いますが、いかがでしょ
うか。

各委員 異議なし。

会長 挨拶

事務局 本日の審議会は、委員数12名のうち11名が出席されていることから、旭川市
景観規則第19条第2項に規定される過半数の出席を満足しており、本審議会が成
立していることを報告します。

これ以降の議事進行は、会長にお願いいたします。

会長 議題2「屋外広告物に係る基準の策定等について」です。

市から諮問があります。

～ 市から会長へ諮問文を手交 ～

会長 ただいま諮問のあった件について、基準案に関する説明をお願いします。

建築総務課 基準案の内容、考え方について説明させていただきます。

まず、諮問事項1「許可基準及び適用除外基準（広告旗）の策定について」でご
ざいます。

これは、簡易広告物の一つであります「のぼり」や「旗」といった広告旗に対する許可基準と、許可が不要となる適用除外の基準を新たに策定しようとするものであります。

具体的な基準案の内容としましては、許可基準が、表示面積5平方メートル以内のものであること、また、適用除外基準が、表示面積が3平方メートル未満のものであることとしております。

基準策定の考え方についてであります。従前に比べて、大型の広告旗が簡単に入手、設置できるように、社会情勢等が変化したことに伴いまして、公衆に対する危害防止、安全性の確保を図る観点から、柱（ポール）などの支持部材が大型化する3平方メートル以上、5平方メートル以内の大型の広告旗を許可の対象にしようとするものであります。

続きまして、諮問事項2「適用除外基準（管理用広告物）の変更について」でございます。

これは、管理上の必要に基づき、自己の敷地や物件に表示、設置する管理用広告物のうち、許可が不要となる適用除外の基準を変更しようとするものであります。

具体的な基準案の内容としましては、現行の基準であります

「1面の表示面積が1平方メートルで、かつ、高さ3メートル以下の固定広告物であること」を、

「1面の表示面積が2平方メートルで、かつ、高さ3メートル以下の固定広告物であること」へと変更するものであります。

基準策定の考え方についてであります。管理用広告物の視認性の確保や記載内容の増加等により、その大きさが大型化している状況にあり、こうした状況に対応するため、許可が不要となる管理用広告物の大きさを1平方メートルから2平方メートルに拡大、変更しようとするものであります。

説明は以上となります。

会長 市から説明のあった事項について、意見や質問はありますか。

委員 3点ほど質問があります。

1点目は、のぼり旗は、営業時間内のみ掲出し、閉店時間などは店内にしまうことが想定されますが、そういった場合の考え方について。

2点目は、立て看板との比較で、立て看板は縦横の長さを決めているが、旗は面積のみで長さの基準は決めないのか。

3点目は、蛍光塗料は使用できるのか。

建築総務課 1点目について、掲出期間が5日を超えるものが対象となり、短い掲出期間のものは対象となりません。営業時間外のみ旗を片付ける場合も掲出期間は連続したものととなります。

2点目について、旗の大きさは各メーカーにより長さ横幅の規格が概ね決まっているため、面積を基準で定めませんが、縦横の長さについては定めを設けない考えとしております。

3点目の蛍光塗料については、屋外広告物条例において蛍光塗料は使わないこととしていることから、旗についても同様に蛍光塗料は使うことができません。

委員 基準を3平方メートルとした理由は。

建築総務課 3平方メートルを超える旗は、柱が大型化するだけでなく、柱や三脚等の付属物も大型化するものが多くみられることから、許可申請において安全性の確認を行うことが必要と考え、基準を3平方メートルといたしました。

委員 面積に旗の補強部分は含まれるのか。また、横長の旗でも良いのか。

建築総務課 表示面積は、文字や絵が描かれている部分となります。

横長の旗でも基準内の面積であれば問題ありません。

委員 3日程度の短期間掲出する場合はどうなるのか。

また、道路と敷地内で旗を出し入れする場合はどうなるのか。

建築総務課 3日であれば、許可の対象とはなりません。

また、道路には基本的に旗も含め掲出できないため、許可できません。

旗を含めた屋外広告物は、敷地内に置いていただくこととなります。

委員 屋外広告物で許可を受けた場合は、目印などはあるのか。

許可期間もわかるか。

建築総務課 許可を受けた広告物は証票（シール）が発行されるため、広告主はシールを貼ることになり、そのシールには許可期間も記載されております。

会長 委員の皆様から様々な意見や質問がありましたが、諮問案については概ね賛同する内容であったものと思われまます。本審議会としては、基準案に賛成することよろしいか。

各委員 異議なし

会長 この結果に基づき、答申案を作成することといたします。

答申案を作成するまでの間、休憩といたします。

～ 休憩 ～

会長 再開いたします。

各委員お手元の答申案に異議等ありますか。

各委員 異議なし

会長 それでは答申に移りたいと思います。

～ 会長から市へ答申文を手交 ～

建築総務課 専門的な見地からご審議いただくとともに、また、早急な答申をいただきありがとうございます。

この答申を基に、本年10月に予定しております条例改正に向け、必要な手続きを進めてまいります。

会長 審議事項は以上となりますが、その他、事務局から何かありますか。

建築総務課 報告事項が1件あります。「屋外広告物許可等手数料の見直し」についてです。

屋外広告物を設置・表示する場合、市の許可を受けることとなりますが、許可申請の際、旭川市屋外広告物条例において定めた手数料を納入する必要があります。

現在、屋外広告物の手数料を含め、市全体で様々な「使用料・手数料」の見直しに向けた作業を行っているところであり、昨年11月21日から12月29日までの間には、意見提出手続（パブリックコメント）を実施し、市民の方から意見を伺いました。

パブリックコメントを経た後の料金案は、今後、議会の審議を経て、本年10月から変更になる予定となっております。

会長
各委員
会長
事務局

報告事項に対して意見等ありますか。

意見等なし。

以上で議事は終了となります。事務局へ進行をお返しします。

会長ありがとうございました。

これもちまして、令和7年度第1回旭川市景観審議会を終了いたします。

(以上)